

青少年の自立を支える会 通信



私たちは親からの支援を得られない青少年の社会的自立を支えます。

児童虐待や家庭崩壊の被害を受けた子どもたちが、困難を乗り越え、自立した大人に

Since 1997

第58号・2013.8

主な内容 ○理事長就任のごあいさつ 星 俊彦 (P.1) ○総会報告 曾根俊彦 (P.2) ○「一步、前へ！」
 ……ファミリーホーム開設に向けて 石川 浩子 (P.3) ○平成24年度青少年の自立を支える会決算報告 (P.5)

就任のごあいさつ

理事長 星 俊彦

本会への変わらぬご支援に、こころより感謝を申し上げます。

少々ごあいさつが遅れましたが、私こと、今年度より、特定非営利活動法人「青少年の自立を支える会」の理事長を務めることとなりました。相変わらず反応が鈍く、成長も遅い私ですが、どうぞ今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

「支える会」の設立、そして自立援助ホーム「星の家」の開設から16年という年月が過ぎようとしています。何もないところから、皆様のご寄付だけをを頼りに会を立ち上げ、運営して参りました。歴代役員の皆様、会員・寄付者の皆様、ボランティアの皆様、多くの人たちの力がなければここまでくことはできませんでした。

開設当初と比べれば、状況はだいぶ変化しましたが、それでも私たちはまだまだ旅の途上です。常に初心を忘れず、努力をしていく所存であります。

私たちの初心とは何か？ 改めて申し上げます。

① 子どもたちのために！

とりわけ社会的養護を必要としている子どもたちのために、私たちの組織と活動は存在しています。

「子どもの最善の利益」という観点から、さまざまな問題を捉え、解決していきます。これを単なるお題目にしてしまってはなりません。「この子に何が必要か？」という、それは常に具体的な問題として

現れてきます。

② 広く、多くの人々に支えられて！

私たちのしていることは、危機に陥った一人の子どもを救うことであり、そのことを通じて、今の社会を変えていくことです。子どもをちゃんと育てられない社会に未来はないのです。だからみんなで共に進んで行かねばならない。組織が健全さを保つためにも、支持されている＝開かれていることが必要なのです。

③ 制度の枠組の半歩先を行く！

「完全な制度」というものは存在しません。私たちは植物で言うところの「成長点」でありたい。私たちの守備範囲はフェンスの内側に止まりません。枠に子どもを合わせるのではなく、あきらめず押していくことが枠組を広げます。半歩先を行く、そのためにこそ皆様の支えが必要なのです。

子どもたちの「アフターケア」の先には、「育児支援」が待っていました。子どもはいつか親になるのです。私たちの役割は虐待や貧困、家庭崩壊などの「連鎖を断ちきる」ことです。子どもたちが親になり、その子どもにまた子どもができる。ほんとうに悪循環を断ち切ろうと思えば、世代を越えて関わりを続けることが必要です。私たちは、あきらめず無理をせず、前に進んでいきます。

ご支援をこころよりお願い申し上げます。

青少年の自立を支える会 平成25年度定期総会 開催される

事務局長(前) 曾根 俊彦

平成25年5月11日(土)とちぎ青少年センター研修室において、平成25年度青少年の自立を支える会定期総会が開催されました。

今年は、児童養護施設、自立援助ホーム、里親等県内の社会的養護関係機関が集まり、「とちぎユースアフターケア事業協同組合」を設立、今まで本会で運営していた「退所児童等アフターケア事業」もこの組合に移行されることとなり、それに伴う定款の変更と、平成24年4月の「特定非営利活動促進法」の改正に沿うかたちでの定款の変更も合わせて行う事になりました。定款の変更には、正会員総数の3分の1以上の出席が必要でありましたが、正会員総数207名のところ20名の出席と104名の委任状出席者により定足数を満たすことが出来ました。また今年度は役員の変更や新規事業への取り組みもあり、中身の濃い総会になりました。議長に内山成史氏を議事録署名人に福田雅章氏と檜山康子氏を選任して議事に入りました。

平成25年度事業計画について

先に述べましたように、「退所児童等アフターケア事業」が協同組合に移行することになり、支える会では7月以降は「だいじ家」の活動を中心に塩尻真由美さんが青少年の自立を支える会の職員として引き続きお手伝いしていくこととなりました。

新規事業として「子ども虐待防止ネットワーク」を母体に、地域の中で家庭にも学校にも居場所がなくなったハイリスク家庭の養育支援事業として、民間の住宅を借り上げ、放課後居場所のない子どもを受入、学習支援、夕食や入浴サービスを実施していくこととなりました。

また、里親型のファミリーホームも、住居及び職員の確保の目処が付いたので、今年度中に開所できる見通しがたちました。

定款の変更点の主なもの

・事業の種類(第5条)に「退所した者等への貸付事業」を加えました。

・第5条(2)の収益事業をその他の事業と変更しました。

・職務(第14条第2項)に「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」という項目を追加しました。(代表権を持つ理事は理事長だけとなったと言うことです。)

・任期等(第15条第2項)に「前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。」という項目を追加しました。(定期総会が理事の任期満了前に開かれなかった場合の理事の空白期間をなくすためのものです。)

・資産の区分として、第41条「この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産及び特定非営利活動に係る事業の「がんばれよ基金」に関する資産の3種とする。」を追加する。

・これに伴い会計区分(第44条)も3種類とする。

・定款の変更(第51条)定款を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない項目が明記されました。(1)目的・(2)名称・(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類・(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5)社員の資格の得喪に関する事項・(6)役員に関する事項(定数に関する事項を除く。)

(7)会議に関する事項・(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項・(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)

(10)定款の変更に関する事項など。

主な改正点は以上です。

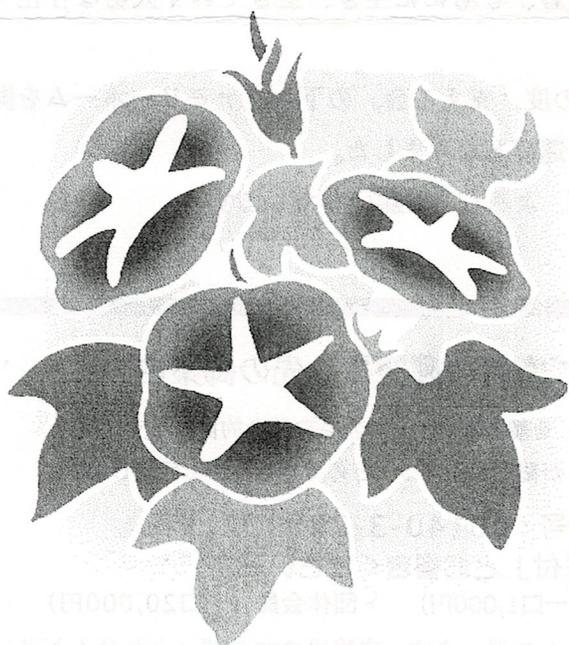
(次頁に続く)

役員の変更について

曾根俊彦理事が任期満了に伴い辞職し、森内律子氏が新理事として満場一致で選任されました。なお、事務局長が辞任したため、旧理事の任期が6月4日までありますので、6月5日に理事会を開催して、福田雅章理事長が事務局長に、星俊彦理事が新理事長に就任するよう理事会に諮りたいとの説明が福田理事長からありました。

その後の研修会では約50名が参加し、日本子ども家庭総合研究所主任研究員の和田一郎氏をお招きして、「子ども虐待の連鎖をなくすために」というテーマで、児童虐待に社会的コストをかけなかった場合の費用対効果について統計学の立場から客観的に見ていこうという視点が語られました。児童相談所の職員だった経験や今までの社会的養護現場での調査からの具体的なお話もあり、とても有意義な時間を持つことが出来ました。

以上、総会の内容を簡単にまとめましたが、今年度は認定NPO法人の更新申請もあり、新しい事業や新しい役員体制で16年目を迎えたいと思っております。青少年の自立を支える会が益々発展していけるよう、会員をはじめご協力くださる多くの方々の一層のご支援ご協力をお願いします。



一歩、前へ

ファミリーホーム担当 石川 浩子

私が社会的養護の世界に入ってから30年余りが経過しました。あっという間でした。

30年前の児童養護施設は、私自身もそうでしたが、子ども達と起居を共にする「住み込み」が主流の時代です。私の部屋には担当の子ども達の私物がたくさんあり、子ども集団から逃げるかのように、頻りに子ども達が出入りしていたことを思い出します。

勤務時間は「仕事」をこなし、時間外に子ども達と過ごしていた日常。当時からすれば、今は職員の加配もあり幾分か改善されたとは言え、勤務時間外に子どもと過ごすという状態は今も変わりありません。

ちなみに独身時代の星夫妻とはこのころからの付き合いです。

時代と共に住み込み制は前近代的となり、通勤でなければ働く人材の確保ができなくなっていました。同時に対応する子ども達の抱えている問題も複雑多様化し、職員には専門性が問われるようになってきたことは周知の通りです。

子ども達が生活をする施設形態も、大舎制から小舎制、さらにはユニット化、ファミリーホームなどと小集団化されるようになりました。そこに求められるのは「家庭的養護」です。実践できる人材の育成が急務です。

さて、私ごとではありますが、思いがけず平成22年3月17日から養育里親としての生活をスタートさせています。「思いがけず」…なのです。

里親登録はしていたものの、あくまでも「ふれあい里親」が前提。また、単身であったことと、当時はひと組の母子と19歳の女の子を居候させていた

(次頁に続く)

ことに加えて訴訟を抱えていましたので、養育里親としての生活はまったく念頭になかったのです。女ばかりの4人の生活の場に、しかも無職の私に、児童相談所は15歳の男子（T君）を預かってほしいと要請してきたのですから、よほど困っていたのでしょう。T君の私立高校入学金を里親会から借りるといふ異例事態もありましたが、「なんとかなる」と言う、漠然とした思いだけですぐに引き受ける決心をしていました。

双方の無謀により考える余地もなくはじめた養育里親生活でしたが、訴訟の先行きが見えてきたころに、支える会の前理事長であった福田先生からのお声掛けで再び児童養護施設の現場に戻ることに。

施設養護と家庭的養護、そして訴訟が同時進行となり、今思えば、相当なエネルギーを費やしていたなあ～と我ながら感心させられます。

幸いにも福田先生が率いる質の高い職員集団に身を置かせていただいたことで、私自身の振り返りと社会的養護について改めて考える機会を得ることができました。何よりも思春期のT君への対応に困惑することがあっても、いつでも適切な助言をしてくれる「仲間」が目前に居てくれたことで乗り切ることができました。「仲間」の皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです。

平成24年3月に、我が家に二人目の中3の男子（K君）を預かることになり施設養護の現場を三度離れ、同年4月より「支える会」の一員として迎えていただくことができました。

「支える会」でファミリーホーム開設の検討がされ始めたちょうどそのころ、不思議なもので、「家を使ってほしい」という理事の方からお申し出をい

いただきました。一気に現実味を帯び、開設の方向に加速したのは言うまでもありません。

当然の流れ…なのでしょうが、私自身はファミリーホームの「定員6名」が「家庭的養護」となり得るのかという懸念と「私にできるだろうか」という不安が付きまとい、なかなか決心できませんでした。ところが何かに導かれるように、ある日ふと「なんとかなる・・・なってきたし・・・一緒に生きていけばいい」と感じた瞬間があつて「それならできるかも」とストーンと胸のつかえが取れてしまったのです。またもや、単純且つ無謀と言わざるを得ませんね。

よき実践者であることはとても重要です。しかし、私自身がそうなれるかどうかの不安は相変わらず消し去ることができませんが、そこに着眼していると立ち往生のままなので、これまでそうだったように「なんとかなる・・・なってきた」という根拠のない(?)経験から、とりあえず一步前に進むことにしました。

こんな風に思えるようになったのも、私を支えてくれた多くの「仲間」の存在があればこそです。実践者としての仲間はもちろんこと、かかわってきた当事者である子ども達もまた、仲間です。子ども達から多くのことを学び、社会人に、親になった子ども達からも支えられているのです。縁あつて同じ時代に生を受け、ともにに生き、生きていく大切な存在です。

この度「支える会」の下、ファミリーホームを開設する運びとなりました。

どうぞ、よろしく願いいたします。

支えてください！ 《会費・ご寄付の郵便払込先の御案内》

「青少年の自立を支える会」への会費やご寄付は、「家」や「親」を頼れない子どもたちの社会的自立を支えるために使われます。私たちは虐待のない社会、すべての子どもたちが健やかに育つことのできる社会を目指します。

- ・加入者名：青少年の自立を支える会
- ・口座番号：00140-3-366972
- ・通信欄に以下の会員種別のいずれか、または「寄付」とお書きください。
- ・正会員(5,000円) ・賛助A会員(一口5,000円) ・賛助B会員(一口1,000円) ・団体会員(一口20,000円)

※ 振込の手間がかからない「口座引き落とし」の方法もごさいます。事務局までお問い合わせください。

認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会
平成24年度 支える会会計決算書

収入科目	支える会会計			本部 決算額	星の家 決算額	だいち家 決算額	備 考
	当初予算	決算額	増減				
1 会費収入							
(1) 一般会費	11,141,400	10,442,638	△ 698,762	8,442,638	0	2,000,000	
(2) 団体会費	1,250,000	785,000	△ 465,000	785,000			250人×5000円(H23年度正会員数256名)
(3) 賛助会費	300,000	100,000	△ 200,000	100,000			150口×20,000円(H22年度賛助会員数8名)
(4) 募金・寄付金	1,500,000	1,156,000	△ 344,000	1,156,000			300口×5000円(H22年度賛助会員数303名)
2 特定非営利活動に係る事業収入							
(1) 補助金	8,091,400	8,401,638	310,238	6,401,638	24,737,940	2,000,000	
(2) 委託費	31,958,640	33,510,432	1,551,792	1,171,432	1,630,000	60,060	②県共同募金会運営経費補助金 ③夏期遊学(Shinjyo)の「外」自立援助ホーム支援補助金 ④明日厚生文化事業団こどもつとま通費 ⑤フオーナリーフジャパン「コモンズチャレンジ」 委託費は、国際委託費・指導委託費・一時委託保証費など
(2) 利用者等負担金	1,632,000	2,861,492	1,229,492	1,171,432	1,630,000	60,060	
3 収益事業収入	28,154,640	28,212,940	58,300	58,300	20,862,940	7,350,000	
4 雑収入	2,172,000	2,436,000	264,000	0	2,245,000	191,000	
5 引当金戻入	1,100,000	1,735,051	635,051	1,735,051	0	0	星の家まつり・チャリティコンサート
6 事業費助成金戻入	115,000	1,150,955	1,035,955	1,098,930	41,253	10,772	
当期収入合計(A)	44,315,040	51,749,943	7,434,903	17,358,918	24,779,193	9,611,832	
前期繰越収支差額	1,588,823	1,588,823	0	0	1,588,823	0	
収入合計(B)	45,903,863	53,338,766	7,434,903	17,358,918	26,368,016	9,611,832	
支出科目							
1 特定非営利活動に係る事業収入							
(1) 星の家運営費(児童自立生活援助事業)	7,420,000	5,357,067	△ 2,062,933	478,944	3,958,670	919,453	
(2) だいち家運営費	4,850,000	3,958,670	△ 891,330	0	3,958,670	0	
(3) 事業費	900,000	892,092	△ 7,908	0	0	892,092	
2 人件費	1,670,000	506,305	△ 1,163,695	478,944	0	27,361	
3 管理費	24,511,850	23,582,219	△ 929,631	1,267,200	16,970,826	5,344,193	星の家運営費・管理費等(だいち家運営費)事務用品等 委託費 非補助金
4 借入金返済金	10,848,000	7,881,238	△ 2,966,762	2,113,744	3,708,023	2,059,471	客員誌印刷・自動車維持費等
5 借入金利息	2,628,000	7,446,000	4,818,000	7,446,000	0	0	借入金返済金22ヶ月分繰り上げ償還
6 予備費	235,720	159,291	△ 76,429	159,291	0	0	
7 引当金繰入	260,293	0	△ 260,293	0	0	0	
当期支出合計(C)	0	7,182,454	7,182,454	5,893,739	1,288,715		
当期収支差額(A)-(C)	45,903,863	51,608,269	5,704,406	17,358,918	24,637,519	9,611,832	
次期繰り越し収支差額(B)-(C)	△ 1,588,823	141,674	1,730,497	0	141,674	0	
	0	1,730,497	1,730,497	0	1,730,497	0	

会費・寄付金をお納めいただき、ありがとうございました。(平成25年1月～7月末 敬称略)

正会費

鷹栖律子	浅川信明	本間一匡	本田紘海	柳田 俊	喜内敏夫	阿久津マキ子	遠藤 忠	冲杉香織
中村郁子	安城興一	矢野浩美	増淵民子	池谷正宏	小山祐二	蓼沼初枝	谷 博之	大島 得
星 紀彦	中村和子	矢野正広	多門 孝	荒川泰行	車田孝夫	黒川裕子	小川暢子	渋川典子
柳川外美枝	豊田省子	山田昭利	福田雅章	手塚美知子	天野幸子	鈴木友之	眞田富美子	鈴木恭子
井田紫衣	伊達悦子	鈴木啓市	石原幹司郎	黒子一子	増淵ヨシエ	酒井由理	坂本真紀子	
館野ひろ子	山口京子	荒井敏子	北村光弘	西山貴代美	吉光寺ヒロ子	岡 孝夫	中村明美	
野中芳久	横松 晃	斎藤洋子	松本甚一	永田ひろ子	山村正治	廣田晃三	粕田晴之	

賛助会費

新井重陽	太田芳一	金子 達	児玉恵里	佐藤明宏	谷崎 誠	橋本伸子	松江比佐子	吉田久枝
池田とし江	大平友子	上明戸晋史	狐塚良子	佐藤文代	石塚和子	橋本憲子	松島澄子	米山雅子
市川義章	緒方幸枝	上明戸智子	小林三千代	佐藤由紀子	寺内晴美	早坂富士香	松本美佳子	林谷和憲
一前久子	岡本貞子	川辺佐知子	小堀栄美子	代田文子	土井有里	原沢志壽於	村山雅子	林谷政子
井上紀代子	小野崎千鶴子	川辺 晋	齊藤好江	杉山君子	東城 守	半田レイ子	谷田部武男	渡辺厚子
井村正治	角海京子	君嶋福芳	齋藤義弘	鈴木俊男	豊島優子	福岡 昭	山口静江	渡邊里子
上田昌弘	片岡昌子	熊谷信子	坂本節子	鈴木浩明	直井 茂	藤本 早	山口尚子	
上野貞雄	加藤勝子	小平幸二	坂本政子	高橋真知子	中村晴美	増田容子	山本早苗	
大浦智子	金子澄子	小平光志	桜井信正	竹内美由紀	永山和江	鱈淵澄子	吉川泰夫	

団体会費

養徳園睦会 (有) 在宅サポートこころ 弁護士法人のぞみ法律事務所

寄付

浅香 勉	大関孝志	吉光寺ヒロ子	齋藤義弘	伊達悦子	永田ひろ子	福澤宏文	増山律子	米山雅子
新井重陽	大平友子	喜内敏夫	坂本政子	蓼沼初枝	中村郁子	福田雅章	松本甚一	林谷政子
荒井敏子	小野崎千鶴子	車田孝夫	佐藤貴美子	館野ひろ子	中村和子	藤江泰子	美寿々すみ子	和賀井優子
荒川泰行	小友 茂	黒川裕子	佐藤由紀子	田中厚子	中神絢子	古田美穂子	村山雅子	若菜貞子
石山佳奈	柿崎みどり	郷間正子	渋川典子	田村陽子	中村晴美	星 紀彦	森 荀子	渡辺厚子
井田紫衣	角海京子	小平光志	代田文子	多門 孝	中村光子	星 美帆	柳田 俊	渡辺みゆき
井村正治	加藤カヨ	児玉恵里	杉山君子	千種成史	野中芳久	細野重信	矢野正広	和田寿子
上田昌弘	加藤加代子	狐塚良子	須藤正子	手塚美知子	橋本美奈子	本田紘海	山形貴江	
上野貞雄	鎌田篤子	小堀栄美子	仙波美恵子	寺内晴美	浜野和子	本間一匡	山口京子	
浦部延子	上明戸晋史	駒場芳雄	鷹栖律子	土井有里	日原典子	鱈淵澄子	山口洋子	
遠藤 忠	上明戸智子	斎藤洋子	高野省二	直井 茂	平野 敬	増淵民子	横松 晃	
大嶋洋子	川辺 晋	齊藤好江	高橋真知子	長島久登	廣田晃三	鱈淵元成	吉田佳介	

宇都宮中央ライオンズクラブ 宇都宮南ロータリークラブ 佐野市更生保護女性会 医療法人 佐藤クリニック 栃木県共同募金会
 栃木県更生保護女性連盟 栃木県女性教育推進連絡協議会那須烏山支部 田中喜一工房 長靴をはいたねこ 日本ES開発協会
 日本基督教団 西那須野教会 富士ゼロックス栃木株式会社 富士ゼロックス栃木 端数倶楽部 御幸ヶ原連合婦人会・長寿会 株式会社 ヨコハマ

*万が一、領収書等が届いていないときは、お手数をおかけして誠に申しわけございませんが、事務局までご連絡ください。

編集後記

まだまだ暑い日が続きますが、夜になると虫の音が秋も近いことを感じさせてくれる今日この頃です。
 「支える会通信」も「星の家だより」も、お届けしたい内容は山ほどあるのですが、作成・発行が追いつかず、申しわけありません。「たより」のほうも近々、お届けする予定です。御期待ください。

認定NPO法人 青少年の自立を支える会発行「青少年の自立を支える会通信」(第58号)

発行責任者：星 俊彦 / 編集責任者：福田雅章 / 事務局：栃木県宇都宮市清住1-3-48 自立援助ホーム「星の家」
 Tel 028-666-6023 / Fax 028-666-6024 / E-mail : sasaeru@snow.ucatv.ne.jp / HP : http://www2.ucatv.ne.jp/~sasaeru.snow/